

日本哲学会は、哲学研究の健全な発展と哲学研究者どうしの開かれた交流を目的としており、これを阻害するような知的不正行為やハラスメントを認めません。

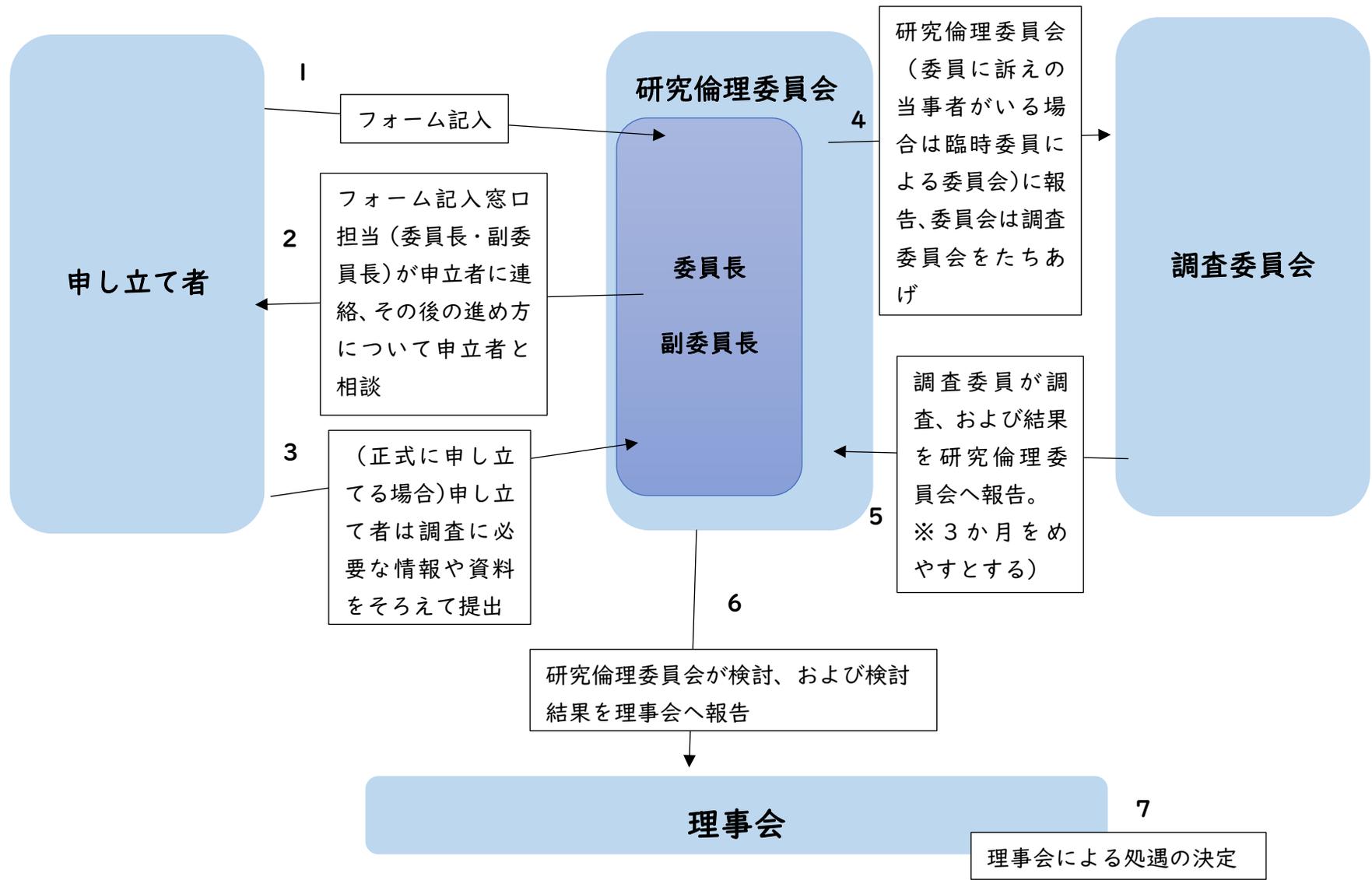
[「日本哲学会研究倫理規程」](#)に反した研究不正やハラスメントが起こったときには、会員は、[日本哲学会研究倫理窓口](#)ページのフォームから申し立てることができます。

(ハラスメントの具体的な内容については、別途「[日本哲学会ハラスメント防止ガイドライン](#)」に定めていますのでそちらもご参照ください。

※ まずは申し立てフォームに記入していただきますが、フォームに記入したら自動的に調査が始まるわけではありません。相談のみも可能です。申し立ての対象となるできごとの内容の概略、および連絡先は必須ですが、それ以外（氏名、対象者名、出来事の日時や資料の有無など）の項目の記入は任意です。

※ 記入していただいた内容は、まず窓口担当（日本哲学会研究倫理委員長および副委員長）のみが拝見します。その後他の研究倫理委員や調査委員に内容を伝達するかどうかは、申立者と相談の上決定します。

フォーム記入後の大まかな流れ



※ 上記の各ステップの詳細や、研究不正やハラスメントの基準については、[日本哲学会研究倫理窓口](#)ページに記載の説明および

[日本哲学会研究倫理規程](#)

[日本哲学会ハラスメント防止ガイドライン](#)

を参照してください。

(参考：役に立つ外部機関)

- ・ 法テラス <https://www.houterasu.or.jp/>
- ・ 女性センター 内閣府男女共同参画局 <https://www.gender.go.jp/>
- ・ NPO アカデミック・ハラスメントをなくすネットワーク NAAH <http://naah.jp/>
- ・ キャンパス・セクシュアル・ハラスメント・全国ネットワーク <http://cshnet.jp/>
- ・ よりそいホットライン <https://www.since2011.net/yorisoi/>